

国道の管理に関する行政評価・監視結果（要旨）

第1 調査の実施時期・対象機関等

- 1 実施時期 平成14年12月～平成15年3月
- 2 調査対象機関 沖縄総合事務局
- 3 調査対象国道 国道58号、329号、330号、331号及び332号のうち沖縄総合事務局が管理する区間
- 4 結果通知年月日 平成15年3月7日

第2 行政評価・監視の目的

沖縄県における陸上交通は、軌道による交通網がないため、県民の日常生活、社会経済活動は、専ら道路交通に依存している。このため、道路整備の促進と併せて、その適切な管理が要請されており、より一層の安全対策及び利便向上対策が求められている。

この調査は、国道の安全確保及び利便向上を図る観点から、国道の管理状況を調査し、関係行政の改善に資するため実施した。

第3 調査結果

1 道路巡回等の実施状況

道路巡回

- ・ パトロール車により毎日全区間を実施
ただし、1キロメートルは徒歩で実施
- ・ 月1日は、夜間巡回を全区間で実施

当事務所が、沖縄総合事務局が管理する国道を調査した結果、項目2・3のとおり、管理が適切となっていない事例が、89箇所においてみられた（詳細は資料参照）。

これらの事例は、道路巡回及び維持修繕の実施に際し、次のようなことに起因しているものである。

道路巡回による点検は、主としてパトロール車内からの目視を中心として行っているため、歩道や横断歩道橋、防護柵、点字ブロック等の異常をパトロール車内からの目視だけでは十分に把握できないこと。

また、道路巡回による点検は、主として既存施設の異常を把握することを中心として行っており、道路標識等については、各種の設置基準に基づき施設を新設する必要性の有無の観点での点検を行っていないこと。

道路巡回の結果に基づき行う維持修繕工事について、請負業者への指示を適切に行っていないこと。また、維持修繕工事等の指導監督及び完了検査を的確に行っていないものがあること。

2 歩行者等のための安全対策

(1) 歩道（6箇所）

歩道に設置された排水溝の蓋の隙間が大きいこと、幼児等が足をとられて転倒するおそれがある箇所など、歩道について改善が必要なもの

(2) 交通安全施設

ア 横断歩道橋（19箇所）

横断歩道橋の階段に水溜りができており、また、滑り止めが磨耗しているため、雨天時に歩

行者が滑って転倒するおそれがある箇所など、横断歩道橋について改善が必要なもの

イ 防護柵（12箇所）

小学校附近の歩道が車道より105センチメートル高くなっているが、歩道に歩行者自転車用防護柵が設置されていないため、児童等が車道に転落するおそれがある箇所など、防護柵について改善が必要なもの

(3) 点字ブロック（18箇所）

道路管理者が歩道工事を行っている箇所において、横断歩道橋の昇降口に段差が生じているにもかかわらず、点字ブロックを設置しておらず、しかも、線状ブロックが段差の前で途切れているため、視覚障害者が段差に気付かず転倒するおそれがある箇所や、歩道工事の完了検査を行って間もない箇所において、誘導対象施設の方向を示す線状ブロックが車道に向けて設置されているため、視覚障害者がその指示に従い、車道に向かって歩行してしまうおそれがある箇所など、点字ブロックについて改善が必要なもの

3 車両のための安全対策及び利便向上対策

(1) 車道（8箇所）

道路巡回の結果、維持修繕工事を必要としていながら、車道の路面にできた高低差4センチメートル以上のわだち掘れを修繕していないため、特に二輪車が走行した場合には、車輪を取られて転倒するおそれがある箇所など、車道について改善が必要なもの

(2) 視線誘導標（5箇所）

視線誘導標が中央分離帯や路側に設置されていない又は破損しているため、夜間に走行中の車両が前照灯だけでは道路線形等を明確に把握することができず、中央分離帯等に接触するおそれがあることから、視線誘導標について改善が必要なもの

(3) 道路標識

ア 警戒標識（14箇所）

合流地点の手前に「合流交通あり」の警戒標識が設置されていないため、本線を走行する車両が、支線から合流する車両を早めに認識することができず、車両同士が接触するおそれがある箇所など、警戒標識について改善が必要なもの

イ 案内標識（7箇所）

案内標識の表示内容に誤りがあるため、運転者が正確な道路情報を把握できないおそれがある箇所など、案内標識について改善が必要なもの

【結果通知】

- 1 道路巡回による点検を的確に行うとともに、事故防止のために緊急を要する箇所については、速やかに改善措置を講じること。なお、多大な予算措置を伴うもの等については、計画的な改善を推進すること。
- 2 維持修繕工事を行う場合、請負業者への指示を適切に行うとともに、工事における指導監督及び完了検査を的確に行うこと。

国道の管理に関する行政評価・監視結果（資料）

（資料 1）

改善が必要な箇所（写真）

区分	内容	写真	備考
歩道	歩道に設置された排水溝の蓋の隙間が大きいとため、幼児等が足をとられて転倒するおそれがある		国道 330 号 宜野湾市普天間 2 (沖銀普天間支店前)
	車止めが点字ブロックのそばに設置されているため、視覚障害者が接触して転倒するおそれがある		国道 330 号 宜野湾市普天間 1 (普天間バス停附近)
横断歩道橋	横断歩道橋の階段に水溜りができており、また、滑り止めが磨耗しているため、雨天時に歩行者が滑って転倒するおそれがある		国道 58 号 那覇市久米 2 (泉崎歩道橋)
	横断歩道橋の昇降部の周囲に柵や点字ブロックが設置されていないため、視覚障害者が頭部や顔面を接触させるおそれがある		国道 330 号 宜野湾市我如古 (我如古歩道橋) 【附近に国立病院・点字図書館あり】
防護柵	小学校附近の歩道が車道より 105cm 高くなっているが、歩道に防護柵が設置されていないため、児童等が車道に転落するおそれがある		国道 329 号 金武町金武 (金武小附近)

<p>点字ブロック</p>	<p>横断歩道橋の昇降口に段差が生じているにもかかわらず、点状ブロックを設置しておらず、しかも、線状ブロックが段差の前で途切れているため、視覚障害者が段差に気付かず転倒するおそれがある</p>		<p>国道 58 号 那覇市久茂地 1 (泉崎歩道橋)</p>
	<p>線状ブロックが道路照明施設の前で途切れているため、視覚障害者が道路照明施設を察知できずに接触するおそれがある</p>		<p>国道 330 沖縄市山里 2 (比嘉交差点附近)</p>
	<p>線状ブロックが車道に向けて設置されているため、視覚障害者がその指示に従い、車道に向かって歩行してしまうおそれがある</p>		<p>国道 330 号 北中城村比嘉 (ライカム交差点)</p>
	<p>バス停の乗車口の前に点状ブロックが設置されていないため、視覚障害者がバス停に気付かず素通りしてしまうおそれがある</p>		<p>国道 58 号 那覇市前島 3 (泊高橋バス停前)</p>
<p>車道</p>	<p>車道の路面に高低差 4 cm以上のわだち掘れができているため、特に二輪車が走行した場合、車輪を取られて転倒するおそれがある</p>		<p>国道 58 号 北谷町桑江 (謝刈交差点) 【工事発注事務の見落としにより、維持修繕工事が行われていない】</p>

<p>視線誘導標</p>	<p>視線誘導標が中央分離帯に設置されていないため、夜間走行中の車両が前照灯だけでは道路線形等を明確に把握できず中央分離帯に衝突するおそれがある</p>		<p>国道 329 号 那覇市仲井真 【当事務所の調査結果を受けて改善済み】</p>
<p>警戒標識</p>	<p>合流地点の手前に「合流交通あり」の警戒標識が設置されていないため、支線から合流する車両を早めに認識できず、車両同士が接触するおそれがある</p>		<p>国道 58 号 那覇市安謝 (安謝バス停附近)</p>
<p>案内標識</p>	<p>案内標識の表示内容に誤りがあるため、運転者が正確な道路情報を把握できないおそれがある</p>		<p>国道 331 号 糸満市糸満 (琉銀糸満支店前)</p>
<p>案内標識</p>	<p>案内標識や同標識に付設した案内板が、植栽のすぐ後ろに設置され見えにくいいため、運転者が必要な道路情報を把握できないおそれがある</p>		<p>国道 331 号 与那原町与那原 (沖銀与那原支店前) 【当事務所の調査結果を受けて改善済み】</p>

(資料2)

改善が必要な箇所(89箇所)

区分	事例内容
歩道 (6箇所)	歩道に設置された排水溝の蓋の隙間が大きいため、幼児等が足をとられて転倒するおそれがあるもの(2箇所)
	車止めが点字ブロックのそばに設置されているため、視覚障害者が接触して転倒するおそれがあるもの(1箇所)
	車止めの高さが低いため、視覚障害者が杖で車止めを察知できずに接触して転倒するおそれがあるもの(2箇所)
	歩道に大きなこぶができているため、歩行者等がつまずいて転倒するおそれがあるもの(1箇所)
横断歩道橋 (19箇所)	横断歩道橋の階段に水溜りができており、また、滑り止めが磨耗しているため、雨天時に歩行者等が滑って転倒するおそれがあるもの(1箇所)
	横断歩道橋の昇降部の周囲に柵や点状ブロックが設置されていないため、昇降口の反対方向から歩いてきた視覚障害者が、杖で昇降部を察知できず、頭部や顔面を接触させるおそれがあるもの(14箇所)
	横断歩道橋の昇降口や階段の手前に、危険箇所等の注意すべき位置を示す点状ブロックが設置されていないため、視覚障害者が足を踏みはずして転倒するおそれがあるもの(5箇所)
	横断歩道橋の通路にアスファルトのたわみができているため、歩行者等がつまずいて転倒するおそれがあるもの(1箇所)
防護柵 (12箇所)	小学校附近の歩道が、車道より40~105センチメートル高くなっているが、歩行者自転車用防護柵が設置されていないため、児童等が車道に転落するおそれがあるもの(2箇所)
	小学校附近の歩道、バス停付近の歩道等が、隣接地より45~90センチメートル高くなっているが、歩行者自転車用防護柵が設置されていないため、歩行者等が路外に転落するおそれがあるもの(6箇所)
	保育所附近の道路が、深さ140センチメートルの水路と交差しているが、歩行者自転車用防護柵が設置されていないため、児童等が水路に転落するおそれがあるもの(1箇所)
	水路と交差する道路に自動車用防護柵が設置されているが、当該防護柵が車道側に張り出して設置され、歩行者等の通行スペースが確保されていないため、歩行者等が車道を通行しなければならないもの(1箇所)
	バス停附近の歩道が、隣接地より70センチメートル高くなっている箇所で、歩行者自転車用防護柵が破損しているが、ロープを張る応急措置しかなされていないため、歩行者等が路外に転落するおそれがあるもの(1箇所)
	路側に不要な自動車用防護柵が設置されているため、歩行者等の通行スペースが狭くなっているもの(1箇所)
点字ブロック (18箇所)	道路管理者が歩道工事を行っている箇所において、横断歩道橋の昇降口に段差が生じているにもかかわらず、点状ブロックを設置しておらず、しかも、線状ブロックが段差の前で途切れているため、視覚障害者が段差に気付かず転倒するおそれがあるもの(1箇所)
	道路管理者が歩道工事を行っている箇所において、線状ブロックが道路照明施設の前で途切れているため、視覚障害者が道路照明施設を察知できずに接触するおそれがあるもの(1箇所)
	道路管理者が歩道工事等を行っている箇所において、仮設の線状ブロックが設置されておらず、線状ブロックが8~13メートルにわたって途切れたままになっているため、視覚障害者の安全な歩行に支障が生じるおそれがあるもの(2箇所)
	道路管理者が平成13年8月に歩道工事を行った箇所において、誘導対象施設の方向を示す線状ブロックが車道に向けて設置されているため、視覚障害者がその指示に従い、車道に向かって歩行してしまうおそれがあるもの(1箇所)

	道路管理者が平成 14 年 9 月に維持修繕工事を行った箇所において、バス停前の路面の掘削を行った後、線状ブロックの原状回復が行われておらず、線状ブロックが 2メートルにわたって途切れているため、視覚障害者の安全な歩行に支障が生じるおそれがあるもの(1箇所)
	歩道巻込部に点状ブロックが設置されておらず、線状ブロックが途切れているため、視覚障害者が歩道巻込部の前で一時停止を行わずに車道に踏み出すおそれがあるもの等(2箇所)
	歩道の途中で、マンホール等の設置物により線状ブロックが途切れているため、視覚障害者の安全な歩行に支障が生じるおそれがあるもの(2箇所)
	バス停の前に線状ブロックが設置されているにもかかわらず、乗車口の前に点状ブロックが設置されていないため、視覚障害者がバス停に気付かず素通りしてしまうおそれがあるもの等(3箇所)
	点字ブロックの色彩が歩道と同系色になっているため、弱視者が点字ブロックを認識できないおそれがあるもの(2箇所)
	点字ブロックが破損しているため、視覚障害者の安全な歩行に支障が生じるおそれがあるもの等(2箇所)
	線状ブロックが磨耗しているため、視覚障害者の安全な歩行に支障が生じるおそれがあるもの(2箇所)
	点字ブロックの設置が必要であると考えられる交差点に、点字ブロックが設置されていないもの(1箇所)
車道	車道の路面に高低差 4 センチメートル以上のわだち掘れができていたため、特に二輪車が走行した場合、車輪を取られて転倒するおそれがあるもの等(8箇所)
視線誘導標	中央分離帯や路側に視線誘導標が設置されていない又は破損しているため、夜間走行中の車両が、前照灯だけでは道路線形等を明確に把握することができず、中央分離帯等に衝突するおそれがあるもの(5箇所)
警戒標識 (14箇所)	合流地点の手前に「合流交通あり」の警戒標識が設置されていないため、本線を走行する車両が、支線から合流する車両を早めに認識することができず、車両同士が接触するおそれがあるもの(6箇所)
	小学校等の手前に「学校、幼稚園、保育所等あり」の警戒標識が設置されていないため、車両が通学児童に注意を払わずに走行し、交通事故を引き起こすおそれがあるもの(6箇所)
	「学校、幼稚園、保育所等あり」の警戒標識が植栽の陰になって見えないため、車両が通学児童に注意を払わずに走行し、交通事故を引き起こすおそれがあるもの(1箇所)
	「右方屈曲あり」の警戒標識が植栽の陰になって見えないため、車両が、前方にカーブがあることを早めに認識することができず、路肩等に接触するおそれがあるもの(1箇所)
案内標識 (7箇所)	案内標識の表示内容に誤りがあるため、運転者が正確な道路情報を把握できないおそれがあるもの(1箇所)
	案内標識や同標識に付設した案内板が、植栽等の陰になって見えにくくなっているため、運転者が必要な道路情報を把握できないおそれがあるもの(4箇所)
	案内標識が破損しているため、運転者が必要な道路情報を把握できないおそれがあるもの(1箇所)
	案内標識が歩道側に向いており運転者から見えないため、運転者が必要な道路情報を把握できないおそれがあるもの(1箇所)

(注) 一部の事例については重複があるため、区分欄の箇所数は、事例内容欄の合計と一致しないものがある。